

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター  
一病院長の選考等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センターにおける病院長（以下「病院長」という。）の選考の時期、要件、任命、任期等について定める。

(選考)

第2条 理事長は、第4条に定める要件を満たす病院長候補者の推薦を求め  
るため、名古屋市立大学医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療  
センター病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する  
ものとする。

2 選考会議が行う選考に関し、必要な事項は別に定める。

(一部改正 令和4年達第155号)

(選考の時期)

第3条 病院長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合においては任期満了の日の3月前までに、同項  
第2号又は第3号に該当する場合においては速やかに、病院長候補者の選考  
を行う。

(病院長候補者の要件)

第4条 病院長候補者は、次の各号のいずれにも該当する者から選考する。

(1) 医学研究科教授（教授（診療担当）を含む。）の職にある者（医師法  
（昭和23年法律第201号）第2条に定める医師の免許を受けた者（以下単に  
「医師」という。）に限り、かつ、第6条第1項に定める任期が開始する  
日において65歳以下の者に限る。）

(2) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者

(3) 組織管理能力等の病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力を有し  
ている者

2 医学研究科教授（教授（診療担当）を含む。）の職にあった者（医師に限  
り、かつ、第6条第1項に定める任期が開始する日において65歳以下の者に  
限る。）は前項第1号に該当するものとみなす。

3 第6条第2項に定める再任の場合においては、第1項第1号及び第2項中  
「開始する日において65歳以下」とあるのは、「満了する日において70歳以  
下」と読み替えるものとする。

(任命)

第5条 理事長は、選考会議より推薦のあった病院長候補者について、教員人  
事検討委員会の議を経た上で、学長の申出に基づき、病院長を選考し、及び  
任命する。

(一部改正 令和4年達第155号)

2 前項の規定による任命を行った場合には、理事長は、その結果を役員会に  
報告しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、病院長候補者が病院長の職務の遂

行に堪えないと認めるときは、再度の病院長候補者の選考を選考会議に求めることができる。

(任期)

第6条 病院長の任期は、2年とする。ただし、第3条第1項第2号及び第3号に規定する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

2 病院長の再任は、2回までとする。

(公表)

第7条 理事長は、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる事項を速やかに公表する。

(1) 選考委員を選定したとき 委員名簿及び委員の選定理由

(2) 選考基準を定めたとき 当該選考基準

(3) 病院長を任命したとき 病院長を任命した理由及び任命の過程

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、発布の日から施行する。

2 令和3年3月31日までにあっては、医学部附属病院高度医療教育研究センター教授（診療担当）を委嘱されている者も第4条第1項第1号の医学研究科教授に含むものとする。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第155号）

この規程は、発布の日から施行する。